

総行行第432号
令和8年9月7日

各都道府県契約担当部長
各都道府県財政担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市契約担当局長
各指定都市財政担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

地方公共団体の官公需に関する相談窓口への相談事案の対応の強化について（通知）

物価上昇を上回る賃上げを実現するためには、中小企業を中心として、労務費等が円滑に価格転嫁できる環境を整備することが重要です。特に、GDP全体の約4分の1を占める公的需要は、地方部ほどその割合が高くなる傾向にあり、地域経済の活性化等の観点からも、地方の官公需において適切な価格転嫁の実現に向けた取組が重要です。

また、企業間取引において不当な取引が行われた場合には、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）等により是正が図られることとなりますが、地方公共団体は同法の適用対象外であることから、自発的な改善が行われる必要があります。

総務省においては、官公需における価格転嫁の実現に向けた取組を更に推進するため、中小企業庁が設置している「取引かけこみ寺^{*}」において、従来から対応している中小企業等の企業間取引上の相談に加え、令和7年6月27日より、官公需における価格転嫁等に関する相談についても受け付けることとし、「取引かけこみ寺」に個々の地方公共団体に関する相談があった場合には、「取引かけこみ寺」から相談元である事業者に対し、各地方公共団体における相談窓口を紹介することにより、当該地方公共団体において適切に対応いただく仕組みを構築し、運用していただいているところです。

一方で、本取組の開始後初めて実施した、官公需における相談窓口への相談状況等の調査によると、令和7年6月27日から同年10月31日までの間に、「取引かけこみ寺」に寄せられた相談件数は14件であった一方、各地方公共団体に設置された官公需に関する相談窓口寄せられた相談件数は6件にとどまっており、取引かけこみ寺を通じた官公需相談窓口への相談と思われる事案は1件のみとなっています。この要因としては、「取引かけこみ寺」へ相談した事業者が、当該地方公共団体の官公需相談窓口への相談による改善効果よりも、相談内容等が発注者たる当該地方公共団体に把握されることによる不利益を懸念していることが考えられます。

労務費の転嫁に係る価格交渉に関し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」

(令和5年11月29日改訂、内閣官房及び公正取引委員会)においては、「労務費の転嫁を求められたことを理由として取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと」が発注者に求められる行動として挙げられています。このことから、各地方公共団体においては、「取引かけこみ寺」を通じた相談であるか否かを問わず、事業者からの相談窓口への相談には真摯に対応するとともに、相談を行ったことを理由として当該事業者の不利益な取扱いを行うことのないよう、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

また、「取引かけこみ寺」に寄せられた官公需における価格転嫁等に関する相談については、今後も総務省において定期的にその対応状況を確認するほか、相談元である事業者からの意向に応じて、総務省から特定の事案についての詳細や対応状況の確認を求める場合があります。加えて、相談者である事業者が至急の対応を求める案件については、定期的な調査のタイミングを待たず、随時確認を求める可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

加えて、総務省の行政相談（以下「行政相談」という。）において地方公共団体の官公需に関する相談があった際には、必要に応じ関係機関へ連絡するほか、「取引かけこみ寺」や各地方公共団体における相談窓口を紹介する等の対応が行われているところですが、令和8年6月より、行政相談に寄せられた地方公共団体の官公需に関する相談の内容については、当局へも共有されることとなりました。これにより、今後は、行政相談を通じた相談案件についても、「取引かけこみ寺」を通じた相談案件と同様に、その対応状況を確認することとしていますのでご承知おきください。

「取引かけこみ寺」を通じた相談及び行政相談ともに、市区町村に関する相談があった場合においては、総務省から当該市区町村を包括する都道府県市区町村担当課にも共有する予定です。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

※ 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の改正による法律名の変更（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）に伴い、令和8年1月1日より、名称が「下請かけこみ寺」から「取引かけこみ寺」に変更されました。